

明石市からのお知らせ

2024年4月1日より

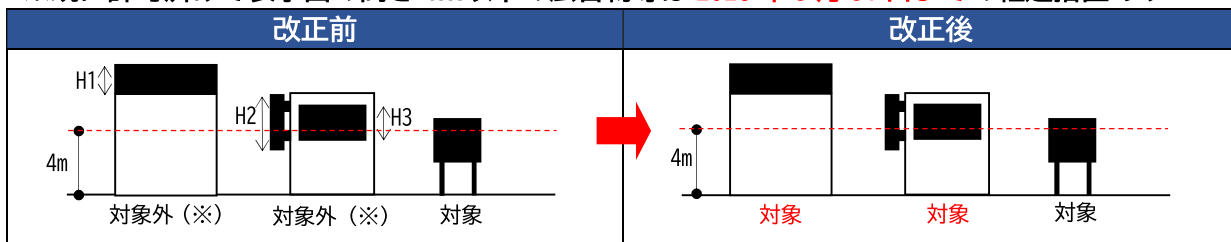
屋外広告物のルールが改正されました

近年、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が多発しており、安全の確保が全国的に問題となっています。明石市では、倒壊や落下による事故を防ぎ、事業者様の円滑な許可申請手続きを目的として、2024年4月1日より、下記のとおり明石市屋外広告物条例施行規則を改正します。

1 有資格者による管理・点検対象の拡充

- ① 有資格者が管理・点検をしなければならない広告物について、現況の「その高さが4メートルを超えるもの」から「その上端の地上からの高さが4メートルを超えるもの」(*)に拡充します。

※既に許可済みで表示面の高さ 4m以下の広告物等は **2028年3月31日までの経過措置あり**

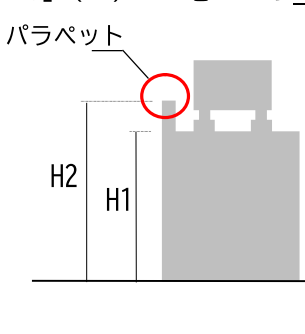


(*) H1~H3が4m以下の場合、4mを超える場合は改正前もすべて対象です。また、許可期間が1年を超えないものや、広告物の掲出を専らの用途としない物件に塗料又はシートで表示するものは除きます。

- ② 「有資格者」として屋外広告物点検技能講習修了者を追加します。

2 屋上利用の広告物等の高さ

屋上を利用する広告物等の高さ制限に用いる建物高さの考え方について、現行の「地上から設置高さまで」(H1)を「地上からパラペット上端まで」(H2)に改正します。

	用途地域	改正前	改正後
	商業系地域	地上から設置する箇所までの高さ(H1)の2/3以下かつ10m以下	地上からパラペット上端までの高さ(H2)の2/3以下かつ10m以下
	その他の地域	地上から設置する箇所までの高さ(H1)の1/2以下かつ5m以下(工業系地域は7m以下)	地上からパラペット上端までの高さ(H2)の1/2以下かつ5m以下(工業系地域は7m以下)

3 禁止地域の自己敷地外に建植えする道標・案内誘導等の許可基準追加

禁止地域において自己の敷地外に道標や案内誘導等を建植えする場合、表示面積や相互間距離等について特定区域における許可基準(「明石市屋外広告物条例の手引き」P.12-13)を準用します。

改正前	改正後
「その他の地域等」の許可基準を適用	「特定区域」の許可基準を適用

4 その他

許可申請にあたり、詳細やその他許可基準等については、事前に下記までお問い合わせください。

【問合せ】都市局都市整備室都市総務課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL078-918-5037